

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第4回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

	開 催 日 時	令和5年8月28日(月) 9時55分～11時05分
	開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員 (5名)	伊藤修平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 山本晃正(敬称略)
	労働者代表委員 (5名)	白石裕治 和るりか 日高実禎 眞下浩一 三浦辰男(敬称略)
	使用者代表委員 (3名)	岩重昌勝 瀬平秀人 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (4名)	中所労働局長 森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議題		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出について</li> <li>2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について</li> <li>3 令和5年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について</li> <li>4 令和5年度産業別最低賃金の改正決定について</li> <li>5 令和5年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について</li> <li>6 その他</li> </ol>
配付資料		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度地域別最低賃金の審議・決定状況</li> <li>2 異議申出書(写)</li> <li>3 専門部会審議経過本審報告書(部会長)</li> <li>4 運営小委員会報告書(写) 運営小委員会における労使の主な主張 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車(新車)小売業</li> <li>② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>5 令和5年度最低賃金基礎調査結果(労働者数復元、事業所数復元) <p style="margin-left: 20px;">最低賃金引上額・率と影響率の関係表及び総括表</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車(新車)小売業</li> <li>② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>6 鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車(新車)小売業</li> <li>② 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係</li> </ol> </li> <li>7 令和5年度産業別最低賃金決定状況(全国・ランク別) <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車小売業関係</li> <li>② 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係</li> </ol> </li> </ol> <p>審議会進行時の配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)</li> <li>・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)(写)</li> <li>・鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)(写)</li> <li>・鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低</li> </ul>

賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写） ・最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
--

○ 松枝会長

皆様おはようございます。

定刻より少々早いですが、本日予定されている皆様はすべて出席されているということですので、これから令和5年度第4回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本審議会の成立等について事務局より報告をお願いいたします。

○ 松山室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は、公益委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員3名の合計13名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局で本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、3名の希望者がございました。

さらに、記者の方が取材を希望されており、ただ今、ホールの外で待機していただいております。

以上となります。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

本審議会は有効に成立しているということですので、これより審議を開催いたします。

ただ今、事務局からお話がありましたように、本日は傍聴と取材を希望される方々がいらっしゃいます。

第1回本審に傍聴を認めることといたしておりますので、事務局は傍聴希望者及び取材関係者を入室させてください。

（傍聴希望者、取材希望者入室）

○ 松枝会長

それでは、議題に入ります。

本日は議題5件ございます。

最初の議題は、令和5年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出についてでございます。

事務局より説明をお願いします。

○ 松山室長

申し訳ございません。座ったまま説明をさせていただきます。

異議申出に係る経過と今後の流れ等について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきまして、鹿児島地方最低賃金審議会及び県最賃専門部会での審議を経て、8月10日に答申をいただきましたが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎掲示板に答申内容に異議がある者は申出書を8月25日までに提出するよう公示を行ったところでございます。

このような経過を経て、お手元の資料番号2にございますとおり、8月25日に、鹿児島県労働組合総連合、コープかごしま労働組合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び自治労連むぎのめ労働組合から異議申出が提出されております。

異議申出がなされた場合には、最低賃金法第11条の規定により、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならないと定められております。

従いまして、この後、鹿児島労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、ご審議のうえ、会長から答申をいただく流れということになります。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局からのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○ 松枝会長

それでは、局長から異議申出に係る諮問をお願いします。

○ 中所局長

鹿労発基 0828 第2号、令和5年8月28日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。鹿児島労働局長、中所照仁。鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。標記について、鹿児島県労働組合総連合、コープかごしま労働組合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び自治労連むぎのめ労働組合から、別添のとおり最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

○ 松枝会長

ただ今、諮問を受けましたので、異議申出の内容について審議したいと思いますが、まず事務局より、異議申出の内容等についてご説明をお願いいたします。

○ 松下補佐

説明いたします。

異議申出書につきましては、お手元の資料2に写しをお付けしております。

詳細につきましては、そちらを御覧いただきたいと思っております。

まず、当該異議申出につきましては、5件とも、異議申出期間内である8月25日までの申出であること、当該異議申出者は鹿児島県内の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者の団体であることから異議申出者等の要件を満たしているということが認められます。

次に異議申出の内容についてです。

鹿児島県労働組合総連合から提出された異議申出の内容としては、今回の改定額では労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されないことから、令和5年度の鹿児島県の最低賃金を1時間897円とすることに不服であること。それから、本年の鹿児島県の最低賃金は、Aランク東京地方との地域間格差は縮小したとはいえまだ216円あり、至急の改善を求めたいこと。次に、全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求めること、といったことを述べております。

次に、コープかごしま労働組合から提出された異議申出の内容としては、改定額897円は憲法25条が保障する健康で文化的な生活さえできない水準であると考え、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額897円とすることは不服であること、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,500円以上とすることを求めること、そして、中小零細企業支援策の拡充を国に要請することを求めること、といったことを述べております。

次に、鹿児島県医療労働組合連合会から提出された異議申出の内容としましては、今回の答申は、最低賃金法の賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全なる発展に寄与するといった目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはならず、コロナ禍が3年以上続く中、現場の組合員は必死に感染症と向き合い奮闘を続けているが、十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能であるとし、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上必要であり、最低賃金額はこの水準に引き上げるべきであること。それから、答申では、最低賃金の地域間格差は解消されないこと。以上のことより再審議し、上積みを行うことを求めるといったことを述べております。

次に、鹿児島県自治体関連労働組合総連合から提出された異議申出の内容ですが、改定額897円は憲法25条が保障する健康で文化的な生活さえできない水準であると考え、本年の鹿児島県の最低賃金額を時間額897円とすることは不服です。鹿児島県労連が実施した最低生計費調査に基づき、時間額1,500円以上とすることを求める、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求める、審議員を民主的に選出し公開の場で議論をしてほしいといったことを述べております。

最後に、自治労連むぎのめ労働組合から提出された異議申出の内容としまして、急激な物価高騰が続く中、実質賃金はマイナスで、福祉の現場では離職が多く、厳しい勤務シフトとなっ

ており、私たちは憲法 25 条の健康で文化的な生活を保障する一環として、最低賃金 1,500 円以上を求めていること、また、福祉現場での仕事内容は地域によつての違いはなく、どこで働いても同程度の賃金が支払われるよう最低賃金の是正を図っていただきたいとしており、求めている時給 1,500 円には遠く及ばず、健康で文化的な生活を送るに十分な水準からはほど遠くいため、最低賃金法第 1 条の趣旨を踏まえ、改めて審議をお願いすること。そして、中小企業への大幅支援拡充を政府・国に要請することを求めること。審議員の選出方法を透明公正にすることを求めるといったことを述べております。

それぞれの異議申出書の詳細につきましては、資料にて確認をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

ご説明のありました資料につきましては、事前にメールに各委員に送付されておりますが、ちょっと長文ではございますので、少しお時間を頂戴してもう一度ご確認の上意見を述べていただきたいと思ひます。5 分ほどお時間をいただきまして、15 分から再開できればと思ひておりますので、5 分ほどお目通しいただけますでしょうか。

○ 松枝会長

それでは、ご確認をいただきましたところで、異議申出に係る審議を再開いたします。

専門部会における審議状況につきましては、8 月 10 日の第 3 回本審の際に、山本部会長から報告をいただいておりますが、異議の申出がなされましたので、改めて、これまでの本審及び専門部会の調査審議の状況を事務局から簡単に説明をお願いします。

○ 松下補佐

本審、専門部会での調査審議状況について、ご説明いたします。お手元の資料 3 に、8 月 10 日開催の第 3 回本審で資料として添付した専門部会審議経過の部会長報告を再度添付させていただきました。

詳しい内容は、資料 3 をご覧いただきたいと思ひますが、第 1 回本審を 7 月 6 日に開催し、本年度の県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただきました。その後、7 月 24 日に第 1 回県最賃専門部会を開催し、中賃の目安答申が 7 月 28 日に行われたことから、8 月 2 日の第 2 回本審において中賃による目安答申を伝達し、専門部会を 8 月 10 日まで計 4 回にわたって開催し、改正審議が行われました。

専門部会での労使の主張については、資料 3 の審議経過をご覧いただきたいと思ひます。

このような経過を踏まえて、全会一致に向けて慎重かつ熱心な審議を重ねてきましたが、双方の考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示した上で、現行最低賃金 853 円を 44 円引上げて 897 円にする案を示し、採決した結果、賛成 5 名、反対 3 名となり、賛成多数により公益委員案が専門部会の意見として取りまとめられ、同日開催の第 3 回

本審に報告されました。

その後、第3回本審で改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいか諮ったところ、異議ありということでしたので採決した結果、多数決により賛成多数で専門部会報告書のとおり結論に達したところです。

以上のように、本年度も長時間、かつ慎重な審議を経て、本年度の答申をいただいたという経過でございます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から、本年度の本審、専門部会での審議経過等を説明していただきました。本年度は4回にわたりそれぞれ意見を出し尽くしたうえで、それでも意見の一致をみないということで公益見解を出させていただいたわけですが、これに対する異議の申出が5件出ております。これに関しまして皆様からご意見等ありましたら自由にご発言いただけたらとおもいますが、いかがでしょうか。

濱上委員お願いいたします。

○ 濱上委員

今異議申出書を拝見いたしまして、それぞれ主張されるのはいいと思うんですけれども、1点気になったんですけれども、資料2の裏面ですね。下から10行目ぐらいですかね。鹿児島県最低賃金は生活保護基準を下回らないと答申されているが、居住地・勤労控除・月労働時間・可処分所得割合などの比較方法には、最低賃金を高く、生活保護基準を低く見せるようになっているという、何かあたかも情報操作だったかのように書かれ、非常に気になるんですよね。

答申出す時もわざわざ生活保護をこういうふうにも上回ってますよと出している中で、こういう記述があるというのは非常に委員として気になりました。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

異議申出そのものについては、こちらから否定するものではございませんが、濱上委員がおっしゃったとおり本審議会の最低賃金と生活保護の関係性につきましては、先般答申したとおりだと私も認識しておる次第でございます。

他に何かご意見等ございますでしょうか。

日高委員お願いいたします。

○ 日高委員

幾つかいただいたこと、中身自体否定するものでもないですし、生活者の立場から言えばそれぐらいの額は必要だなというふうには思っております。一方で、鹿児島県は中小零細がほとんどですから、そこら辺も意識しないとイケない。今回最賃にあたって議論する前提でもやはり、国をはじめ自治体の支援がしっかりできたといううえでの前提だと、そこはできていれば

こういった額の議論もできるんですが、残念ながらこの審議会の議論を飛び越えた外での議論ということになりますので、審議会で出された結論としてはぎりぎりだと。もっともっとそういった保障の部分とかいろいろできてきたら、なるべく高い金額の議論ができるというふうに思っているということだけ申し上げておきたいと思います。

○ 松枝会長

ありがとうございます。  
他に、はい、どうぞ。

○ 濱上委員

ちょっとそこが気になったということで。使用者側とすれば採決で反対はいたしましたけれども、いろいろご指摘があったような論点を含めて議論は尽くしたというふうに考えておりますし、きちんとした手続きで出された結論でございますので、我々とすれば当初の結論を受け入れるということで、よって再度審議をする必要はないというふうに考えております。

○ 松枝会長

ありがとうございました。  
他にどなたか意見はございますか。どうぞ。

○ 伊藤委員

異議申立に書かれていることは私もずっと主張しているんですけど、全国一律最低賃金等についてもこれ自体をここで審議することではないので、やはり国レベルでの法改正ということが必要になるだろうし、もう一つ気になったのは、やはり医労連とかそういった福祉関係の人達からの異議申立てというのも非常に難しい問題があって、労使交渉で賃金が決まるわけではないので。基本的に診療報酬とか介護報酬とかいったものを基にしての議論で、やはりそうすると最低賃金というのをある程度高くしたうえで、そういった介護報酬とか診療報酬の改定が必要になると。そういう面でいうと、やはり根本にある最低賃金というものを本来は先ほど話があったように中小企業等も含めて、いろんな国あるいは自治体の支援があれば本当に1,500円に持っていけるんだろうとは思いますが、今それがないという段階で、それを求めてくれという異議申立ての内容があるので、それをやはり我々は求めつつ、今後は上げていく努力をしていくべきではないかなというふうに考えました。

本当に真摯な議論なされたうえでの決まったことなんですけど、やはり、私個人の感想としてはせめて900円に行っていって欲しかったなというのは私個人の感想なんですけど。

いずれにしても異議申立てについては、ここでは真摯な議論がなされたということで、これは今後の課題ということで我々は認識していくべきではないかなと考えます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

他にどなたかご意見等ございませんでしょうか。

○ 松枝会長

それではそれぞれのお立場等からのご意見等も出尽くしたと思いますので、お諮りいたします。

本件、鹿児島県労働組合総連合ほか4団体の異議申出につきましては、当審議会の結論としては、既に十分調査審議済みでありますので、8月10日付けで答申した原意見のとおり決定することが適当であるとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、当審議会の結論は、8月10日付け答申のとおり決定することが適当であるということにいたします。

それでは、事務局は答申文を作成下さい。

○ 松枝会長

それでは再開いたします。

異議申出に関して諮問があったことに対する答申文を読み上げますので、局長は、前の方へおいで下さい。

令和5年8月28日。鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)。本日、貴職から令和5年8月10日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、コープかごしま労働組合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び自治労連むぎのめ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記。令和5年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。

(松枝会長から中所労働局長へ答申文を手交)

○ 中所局長

答申をいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中、本審議会にご出席いただき、また、私どもの諮問に対しまして審議いただき答申いただいたことをお礼申し上げます。

本日は、鹿児島地方最低賃金審議会で最低賃金を新たに決定することについての異議申立てについての審議をお願いしましたところ、8月10日付け答申が適切であるという答申を改めていただいたところでございます。



本日の答申を受けまして、これからは新たな改定後の最低賃金が法的にも実効性を持つような手続き、私どもの方で進めてまいりたいというふうに思います。

併せまして、新たな最低賃金効力発生しました後に円滑に施行ができるよう、必要な対応ができますよう、私どもの方、広報についても進めてまいります。

また、小規模事業場、中小事業場に対しまして必要な支援ができますよう対応を進めてまいりたいと思います。

本年は非常に諮問額が大きく、いただいた答申の額もかなりの額となりまして、社会的な関心も大きくなったところでございます。

これを機会に県内の最低賃金が浸透しますよう、また、事業者の方の声に対応できるよう適切な指導、アドバイス等行っていきたいと思います。

委員の皆様方には慎重な審議いただきまして、どうもありがとうございました。

○ 松枝会長

ありがとうございました。

それでは答申を終えたところで、今後のスケジュールにつきまして、事務局からごめいすでしょうか。

○ 松山室長

今、答申をいただきましたので、今後の事務的なスケジュールを申し上げます。

地域別最低賃金の発効につきましては、最低賃金法第14条第2項により地域別最低賃金の改定の決定は、公示の日から起算して30日を経過した日から、その効力を生ずるとなっております。

現在の予定では、官報への公示を9月6日に予定しておりますので、10月6日に発効される予定となります。

官報公示をされれば発効日も確定しますので、その後は鹿児島県民の皆様に鹿児島県最低賃金を知っていただく必要がありますので、労働局としても広く周知していくこととしております。

また、中小企業・小規模事業者に対する支援策についても、併せて周知することとしておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

10月6日から発効予定ということで、また周知のほどよろしく願いいたします。

それでは、2番目の議題に移ります。2番目の議題は鹿児島県最低賃金専門部会の廃止についてです。事務局よりご説明をお願いします。

○ 松山室長

鹿児島県最低賃金専門部会は、7月6日の県最賃改正の諮問を受けて設けられ、計4回にわ

たり開催して、8月10日の第3回本審で部会報告を行い、採決の上、会長より答申が行われたところでございます。

その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、8月10日の答申どおり、という結論をいただいたため、県最賃専門部会としての役割が本日をもって終了したものとと思われます。

最低賃金審議会令第6条第7項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする規定されており、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の最低賃金専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかという提案でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 松枝会長

ありがとうございます、

こちらにつきましては任務を終了したことで、専門部会を廃止してはどうかのご提案でしたが、これにつきまして何かご異議等ございますでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

それでは、令和5年度鹿児島県最低賃金専門部会は本日をもって廃止することといたします。

○ 松枝会長

続きまして、3番目の議題の令和5年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入ります。

これにつきましては、8月21日に開催されました運営小委員会で審議されております。

伊藤委員長代理から報告をお願いします。

○ 伊藤委員（運営小委員会委員長代理）

報告いたします。

産業別最低賃金の改正の申出は、自動車（新車）小売業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2件について提出されました。8月2日に開催された第2回本審の際に、鹿児島労働局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。これを受けまして、8月21日に運営小委員会を開催しました。申出があった2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々を交えて審議いたしました。

その結果、自動車関係については、全会一致で改正決定の必要性ありとの結論になりましたが、電気関係については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達しませんでした。

報告書の内容は、お手元の資料番号4の①及び②の報告書の写しのおりとなっておりますのでご覧いただければと思います。

それでは私の方から報告書を読み上げたいと思います。まず、資料の4の①です。

令和5年8月28日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。当小委員会は、令和5年8月2日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。記。公益代表委員、伊藤周平、瀬口毅士、松枝千鶴。労働者代表委員、白石裕治、日高実禎、三浦辰男。使用者代表委員、岩重昌勝、瀬平秀人、濱上剛一郎。

続いて、資料4の②をご覧ください。読み上げます。

令和5年8月28日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。当小委員会は、令和5年8月2日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。下記につきましては先ほどと同じなので、省略いたします。

それでは、私のほうから会長へ報告書をお渡しします。

（伊藤運営小委員会委員長代理から松枝会長へ報告書を手交）

○ 伊藤委員（運営小委員会委員長代理）

なお、運営小委員会の結論の報告とあわせて、運営小委員会の審議における労使各側の主な主張も報告することになっておりますが、これについては資料4の各報告書の次に添付されておりますので、説明を省略したいと思います。

○ 松枝会長

ありがとうございました。

それでは、伊藤委員長代理からの報告を踏まえまして、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議いたします。ただ今の報告について、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

○ 松枝会長

それでは、皆様にお諮りいたします。

8月2日の第2回本審において、鹿児島労働局長から諮問を受けました自動車（新車）小売業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会に

においても、自動車（新車）小売業最低賃金については、改正決定の必要性ありとして、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、必要性ありとの結論には達し得なかったとして、決定してよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 松枝会長

ありがとうございました。

それでは、当審議会は、運営小委員会における結論どおりということで決定しましたので、これより、鹿児島労働局長に答申をいたします。事務局は答申文の準備をお願いいたします。

○ 松枝会長

それでは、答申文をお渡ししますので、局長は再度前の方へお願いいたします。

令和5年8月28日。鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和5年8月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

続きまして、

令和5年8月28日。鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和5年8月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

（松枝会長から中所労働局長へ答申文を手交）

○ 松枝会長

それでは答申が終わりましたので、この議題は終了いたします。

続きまして、4番目の議題の令和5年度産業別最低賃金の改正決定についてです。

それでは、産業別最低賃金の改正決定について諮問をお願いいたします。

○ 中所局長

ただ今、自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性につきましては、必要性ありと

の答申をいただいたところでございます。早速ではございますが、最低賃金の改正決定につきまして、諮問をさせていただきたいと思っております。

鹿労発基 0828 第 1 号、令和 5 年 8 月 28 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。鹿児島労働局長、中所照仁。最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。記。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 2 号）

よろしく申し上げます。

（中所労働局長から松枝会長へ諮問文を手交）

○ 松枝会長

ただ今局長より、自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

審議を行うに際しましては、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づいて、専門部会を設置することといたします。

本日の諮問を受けまして、今後は専門部会での審議となりますのでよろしくお願ひいたします。

○ 松枝会長

続きまして、5 番目の議題です。令和 5 年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営についてでございます。

従来、産業別最低賃金の改正決定につきましては、全会一致を目指すべきとされておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議が全会一致である場合には、その専門部会の決議をもって本審の決議とするという取扱いをしてまいりました。

今回、諮問を受けました産業別最低賃金の改正につきましても、同様の取扱いで進めたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

（異議なし）

○ 松枝会長

ありがとうございます。それでは、全会一致の場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることといたします。

最後はその他でございますが、何か委員の皆様方からございませんでしょうか。

日高委員おねがしいたします。

○ 日高委員

今回から専門部会の公開ということになって、初めてのことだったものですから、私どもも不慣れなところがあったかと思っております。審議会の公開要領で言いますと、定数については、

傍聴者を認める定員をあらかじめ定め、というふうになっています。会場の規模にもよるんですがそういった決め事がなかったかなという気がしております。なぜかと申しますと、実は、本審の委員は当然最終的な結論の時その席に着くわけですから、委員がもし傍聴を希望したときに座れないということがあったらどうなのかなと思っておりまして、優先的に座らせるんだとか、そういった細かいルールが必要ではないのかなと一つ思っております。少し大きな括りになっておりますので、それぞれ代表でもいいのですり合わせが必要ではないかかなと思っております。ということが一つと、今回の公開で今まで、原則非公開であった県最賃も公開となったということからしますと、すべての議論について原則公開ということでもよろしいのかなと。運営小委員会も含めてですね。最低賃金審議会が扱うものについては、公開、いわゆる個別の話し合いは別として、こういった平場でのものはすべて公開でもよろしいのかなと、少し確認させていただければと思ったところです。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

その件については、運営小委員会については運営の流れについての議題でございますので、非公開というところで当初進めているかと思っておりますが、その点につきまして事務局よりお願いいたします。

○ 森川労働基準部長

お答えいたします。

今年度公開というのは初めての試みでありまして、今年度はまずは金額を議論する審議のところだけ公開しようというところでやってまいりまして、全国的にそれ以上やっているところはない、もちろん金額審議すら公開していることもないような状態でして、今後全国的といいますか、他の県もですね、金額審議以外のところも公開と、そういった話が進んでまいりますと我々も公開していくのかなと思っております。それについては来年度以降の課題とさせていただければと考えております。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

その件については、今回最初の公開でございますので、いろいろおっしゃったように検討すべき点もあろうかと思っておりますが、それにつきましては次年度に向けてそれぞれ皆様からのご意見を賜れればと思っておりますが、よろしゅうございますか。

○ 松枝会長

他にご意見等ございませんでしょうか。

無ければ、今後の予定等について事務局から説明をお願いします。

○ 松下補佐

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定等に係る今後の日程につきまして、ご説明いたします。

本日、改正決定の諮問をさせていただきました自動車（新車）小売業最低賃金につきましては、専門部会の委員の推薦公示をこれから行ないませんが、委員の推薦は9月15日金曜日までをお願いいたします。また、諮問に対する関係労使の意見聴取に係る公示を9月15日金曜日まで行うこととしております。なお、専門部会は、10月上旬から開催することで、今後日程調整を行いたいと考えております。産業別最低賃金の年内発効のためには、最終結審日は11月1日水曜日となり、円滑な審議にご協力をお願いいたします。また、産別最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定される性格から全会一致に至るように努力することが望ましいとされておりますが、万が一、全会一致に至らず採決になった場合は、再度本審を開催することになりますので、その日程については専門部会の審議状況をみて調整させていただきたいと考えています。

次に、平成17年度までは、12月と3月にそれぞれ本審を開催しておりましたが、平成18年度からは、これらの本審を省略しておまして、本日の本審が産業別最賃についての異議審を除けば定例的なものとしては最後となります。

省略する理由につきましては、12月に本審を開催する場合の主な議題は、専門部会の報告、専門部会の廃止などが考えられるところです。専門部会の報告は、専門部会の結審後に遅滞なく会長に専門部会報告を送付する方法により代替措置を講じることが可能であること。それから、専門部会の廃止については、その任務を終了した時は、審議会の議決により、これを廃止するものとされており、また、本省見解でも本審において、予め専門部会がその任務を終了した時は、当該専門部会を廃止する旨の議決を行うことが出来るとされております。そこで専門部会が結審し、異議申出がなかった場合、異議申出の翌日をもって廃止する旨を予め本審で議決することにより対応可能であることから、このような手続をとり、12月の本審は省略できると考えられるところでございます。

なお、異議の申出があった場合には、地域別最賃同様に局長が諮問し、本審を開いて審議していただくこととなりますので、その本審で産別の専門部会廃止の議決をいただければ足りると考えています。

さらに、3月に本審を開催する場合の主な議題は、次年度の審議会運営についての概要説明、産業別最賃の改正等についての意向の確認や意向表明の報告などが考えられますが、概要説明につきましては、事務局にて資料作成の上、各委員に文書にてお知らせする方法により代替措置を講ずることが可能であること、それから、意向確認と意向表明の報告も、事務局の方で文書をもって3月初めに労使各委員に確認をして、結果は、3月下旬に文書にて全委員に送付するという代替措置をとり、3月の本審を省略できると考えるところであります。

以上の経緯等でですね、本年度におきましても12月及び3月の本審を省略することとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。

なお、省略するとした場合でも、別途、審議する議題がある場合には、事務局から速やかに会長へお伝えし、ご判断を仰ぐということになります。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

丁寧にご説明いただきましたが、今の事務局からのご提案につきましては、産別最賃の専門部会で全会一致に至らなかった場合は、本審を再度開催しますが、それ以外の場合は本審は開催しない。その場合は12月と3月に定例的な本審を過去は開催していたこともございますが、平成18年以降はそこは省略しており、今年度も省略しては如何かと。そのためには、専門部会、産別最賃専門部会の廃止手続きについて、異議の申し出がなかった場合、その異議申出締切日の翌日をもって廃止することをあらかじめ予め本審で議決しておく必要があるということのご説明であったかと思いますが、この取扱いについて何かご意見、ご質問等はございますか。

○ 松枝会長

それでは、もし第5回本審を開催することになった場合には、また審議状況を見て事務局で調整をお願いいたします。

また、結審した専門部会につきましては、異議の申し出がなかった場合には、その異議申出締切日の翌日をもって廃止するということでさせていただきます。

なお、全会一致で結審した場合には、第5回本審は開催されませんが、その旨の連絡等は事務局からメール等をお願いいたします。

以上のとおりで何かございますでしょうか。

○ 松枝会長

それでは、本年度も事務局ご提案の手续をとっていただくということで、12月、3月の本審は省略することで決させていただきます。

なお、これに関わらず、審議する議題が生じた場合には、また事務局経由で開催の調整を図りたいと思いますので申しあげておきます。

その他、何か、今回が最後の本審になる可能性もございますので、何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○ 松枝会長

それでは、他にご意見等がなければ、最後に、議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員をお願いいたします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了しましたので、本日の審議会はこれで終了いたします。

ありがとうございました。